

令和元年第7回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和元年7月24日（水）午前10時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 山下 正路
教育委員 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫
教育次長兼図書館長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 浅野 誠
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
公民館課長 丸山 博
文化芸術課長補佐 染谷 さおり
6. 書 記
教育総務課 課長補佐兼係長 蛭原 康友
教育総務課 主 査 谷口 京子
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事
議案第37号 教職員の処分の内申について（非公開）
報告第17号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
報告第18号 市町村教育委員会への派遣職員について（非公開）
議案第34号 令和2年度使用教科用図書（小学校及び中学校〔道徳を除く〕並びに特別支援学級用）採択について（非公開）
議案第35号 取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱について
議案第36号 取手市教育支援委員会委員の委嘱について
報告15 令和元年度取手市奨学生の決定について
報告16 いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告について（一部非公開）
8. そ の 他
(1) 令和元年第2回取手市議会定例会一般質問要旨について

9. 会議の概要

午前 10 時 33 分開会

○教育長

ただいまの出席者は4名で定足数に達しております。令和元年第7回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局のほうでお願いします。

〔谷口主査が配付物について説明〕

○教育長

次に、教育長報告をさせていただきます。私のほうから4点御報告をさせていただきます。まず1点目です。令和元年度学校訪問ということで、教育委員の皆様と6月24日から7月10日にかけて7日間、小学校12校、中学校6校、幼稚園1園ということでお疲れさまでした。ありがとうございました。予定された学校すべてを訪問できました。

学校の中で、学校の説明と子どもたちの授業の様子も拝見していただいたところでございます。その中で各学校の現状と、その課題的なもの、あと面談の中ではいじめの問題、不登校の問題についても、それぞれ教育委員の方々と学校の校長、教頭、教務主任と意見交換させていただきました。その中で、幾つか学校で工夫している点、課題で行政のほうとも共有しなくちゃいけない問題が幾つか出ていたと思いますので、これにつきましては8月に入りますと校長、教頭との面談がありますので、そこで確認なり、その後の経過なりを聞いて、私たち行政の側でも努力すべき点を明らかにしてまいりたいと思います。

また、今回訪問できませんでした桜が丘小学校と戸頭小学校につきましては、今年度の研究発表校に当たっていますので、10月30日と11月15日に訪問いただきますので、教育委員の皆様方の参加をお願いしたいと思います。

次に2点目、学校等給食運営協議会についてでございます。こちらにつきましては、平成30年度に協議会を立ち上げまして、現在まで4回協議を行ってきたところでございます。平成30年度中には2回の会議ということで、取手市の学校給食の現状について主に説明させていただきました。特に2回目につきましては、今年度予定されています消費税増税の関係がありますので、特に2回目の会議におきましては、使用する食材とか献立の内容、全国的な物価上昇、ほかの自治体の給食費の比較などを資料に基づきまして、給食費の取り扱いについて御説明しまして、委員会の活発な意見が出たところでございます。

その後、今年度に入りまして、実際に調理の現場、あとは学校の子どもたちが配膳と給食を食べている状況も確認していただくということで、2回実施したところです。まず、5月21日に学校給食センターと藤代南中学校の視察ということで、実際、調理場の作業の流れ、こういった機材を使っているかという確認と、学校の子どもたちの様子も見ていただきました。実際、子どもたちと一緒に給食の試食を行ったところでございます。

また、7月5日には、自校給食のほうで取手東小学校の視察を行ったところでございます。自校の場合は、調理場のスペースも限られています。動線をかなり工夫されていて、職員同士が重ならないようかなり工夫されている状況等も拝見していた

できました。学校給食センター、単独調理場いずれも、現有施設の古い新しいもありますけれども、その施設の中で機能を最大限に生かしまして、衛生管理に努めていることと食育の問題も含めた、学校給食の充実に努めている状況を委員の方々には十分説明していただきました。実際、試食を通して味わっていただきました。給食を食べた実感としては、御自分たちの学校時代のことを振り返ったりして、給食センターと単独調理場の方式で、若干、主観的には共同調理場はどうかのかなという正直な気持ちを持たれた方がいたんですけれども、実際、試食後は、ほとんど違いがないんじゃないかという、それぞれ工夫されている点があって、そんなに大きな差はないという御感想を持たれていました。

今回の会議なんですけれども、10月ないしは11月に、ほかの市の学校給食施設の視察を予定しているところがございます。また、施設の視察と、消費税増税に伴う給食費の取り扱い等について協議を重ねまして、できれば、今年度中に同協議会から答申を得られるように会議を重ねたいと考えている状況でございます。

続いて3点目です。土曜日の学習事業「とりさた」ということで、こちらについては平成29年度から今年度で3年目になります。今年度につきましては、7月6日の土曜日から、昨年と同じ3会場、藤代庁舎と福祉会館と永山コミュニティーセンターで、毎月第1・第3の土曜日の午前中に実施しているところがございます。小中学校5、6年生の50人以上の児童を対象ということで、今年度、高校生のボランティアにも随分来ていただいて、50人以上の高校生ボランティアと、10名の学習サポーターで子どもたちが持参してくる課題を一緒に取り組んでいるところがございます。特に高校生につきましては、年齢が近いということもあって、非常に雰囲気的にも、子どもたちが高校生に会うこと自体を楽しみにして来るという状況もあり、非常に事業としては充実したものになっているという状況でございます。

4点目、最後でございます。埋蔵文化財センターの第46回企画展「大正時代の取手―明治と昭和をつなぐ時代について」ということで、皆様方にパンフレットも行っていると思います。私も実際見てきたんですが、明治と昭和をつなぐ時代、大正時代は結構時代的には短期間だけでも、時代が動いた時代なんですよね。スポットの当て方も非常にユニークで、当時の社会改良運動、今は余り知られていないんですけど、改良運動が行われている状況とか。あとは鉄道ですよね、常総線の開発の状況とか。あとは今の取手一高、取手二高の開学に至る動きと、途中で小川芋銭も絡んだりして、そういった状況にも触れているところがございます。

当時の大和根橋の開通の状況とか、非常に写真もありまして、中には関東大震災もありますので、非常に時代が動く状況にうまくスポットを当てたすばらしい展示になっていると思いますので、ぜひ委員の方々もごらんになっていただくとありがたいと思います。会期は9月23日までで、あとは会期中に歴史講座とか現地説明も開催されます。市民の方にも1人でも多く参加いただければと思っているところがございます。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

本日追加でお配りしました議案第37号、教職員の処分の内申について、報告第17号、取手市教育委員会職員の処分について、報告第18号、市町村教育委員会への派遣職員については、いずれも人事に関する件となります。また、議案第34号、令和2年度使用教科用図書（小学校及び中学校〔道徳を除く〕並びに特別支援学級用）採択については、茨城県第9採択地区教科用図書選定協議会の規約に基づきまして、協

議会の内容に基づいた説明になりますので、こちらにつきましては議事の記録につきましては、教科用図書の選定まで、各市町村が採択するまで公開しないということになってございますので、非公開の取り扱いとしたいと思っております。

したがって、今お話ししました議案第 37 号、報告第 17 号、報告第 18 号及び議案第 34 号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議がございませんので、以上の議事につきましては非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

傍聴の方がいらっしゃいませんので、議事を進めたいと思っております。

まず、議案第 37 号、教職員の処分の内申についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。森田教育参事、お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号は原案のとおり決定をいたしました。

次に報告第 17 号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。田中教育部長、お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 17 号は、報告のとおり承認をいたしました。

続いて、報告第 18 号、市町村教育委員会への派遣職員についてを議題といたします。

本件についての説明を森田教育参事、お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。報告第 18 号は、報告のとおり承認をいたしました。

続いて議案第 34 号、令和 2 年度使用教科用図書（小学校及び中学校〔道徳を除く〕並びに特別支援学級用）採択についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長、お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 34 号は、原案のとおり決定をいたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除します。

〔会議室解鎖〕

○教育長

引き続き会議を開きます。

議案第 35 号、取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。

○文化芸術課課長補佐

文化芸術課，染谷と申します。よろしくお願ひいたします。

議案第 35 号，取手市美術作品の寄附に係る事務取扱要綱について，御説明いたします。提案理由ですが，美術作品の寄附の受け入れについて，一定の要件を設けるために，本要綱を制定するものです。

次のページをごらんください。この要綱は，市に対する美術作品の寄附に係る事務について，取手市物品会計規則に定めるもののほか，必要な事項を定めるものです。第 2 条で作品の定義，第 3 条で寄附の条件，第 4 条で寄附の手続，第 5 条で作品の処分について定めております。

今回の要綱制定については，美術作品の寄附の申し入れがありましたが，要綱を定めておらず，所蔵する場所がないことや，展示する場所がないことを理由にお断りをしてきたところでした。昨年度末に，市が所蔵する作品展を開催したところ，さらに寄附の申し出があったことから，要綱を定めることといたしました。

市で寄附を受ける美術作品は，第 3 条にありますように，作品の名称が確認できることはもちろんですが，取手市の美術の流れと関連において，現在に至るまでの流れがわかる作品又は市の美術文化に寄与し，かつ，市にゆかりがあると認められている作品といたします。展覧会で優秀な作品と認められて賞を取ったというだけでは，寄附を受けられないというような内容になっております。

この要綱は，古河市や茨城県近代美術館の方にも御協力いただき，いろいろ参考にさせていただきながら作成いたしました。御審議のほど，よろしくお願ひいたします。

○教育長

本件についての説明は終わりました。

本件について質疑，御意見がありましたらお願ひいたします。

○山下委員

例えば，学校への寄附あたりも，これに該当はするのでしょうか。例えば，その中学校を卒業した人が作品を学校へ展示したいとか，例えば学校で美術の先生が最後に残して学校に展示して転勤したりとか，そういう作品も含むのでしょうかね。

○文化芸術課課長補佐

学校のところまでは，すみません，そこまで具体的に——事例も今までなかったことですので，もしそのようなケースがありましたら，その都度，協議させていただきたいと思うんですけども，学校に置くスペースがそもそもあるというような場合でしたらば，前向きに検討していただいて，そこで展示をずっとしていただくというのであれば可能だと思うんですけども，やはり大きさとかもあると思うんですね。今，こちらのほうで飾ってある，このような大きいものとか，せっかく寄附していただいたのに皆様の目に届かないようなところだったり，置く場所がないという場合には大変失礼になってしまいますので。

また，保管についても，保管場所がないということで，大きい作品や数が多くなってしまおうと管理がし切れないということもありまして，そういう意味で精査をしていただきたいと思って制定させていただいたんですが，その都度相談をさせていただいてということになります。

○山下委員

例えば，この間学校訪問したときに，永山中の玄関に卒業生の立派な絵があった

んですよね。だから、そういうのも、教育委員会のこの要綱に従ってやらなきゃいけないのかなと、ちょっとそういう感じがしたものですから。新しいこういう要綱ができたということは。

○文化芸術課課長補佐

その辺については、ちょっと協議させていただいて、お答えできるようにしたいと思います。

○山下委員

もう1点は、ちょっと別件であるかもしれませんが、藝大の卒業記念の作品があちこちにありますよね。学校にも相当展示してあるし、市のそういう会場に行っても、あちこちで見ることができるんですが、市長杯とかの作品だと思うんですが、あれもやはりこういうものに該当するのか。また、寄附されたから、ずっと取手市のものになるのか、あの作品はまた返さなきゃいけないのか。学校なんかにも展示してありますので、非常に危険というかね、いたずらされたりすると気を使うんですよね。だから、そこら辺もはっきりしておいてもらったほうがいいのかなと思って、こういう質問をさせていただきました。

○文化芸術課課長補佐

市長賞のほうは毎年2作品、芸大の卒業生の方に賞を渡しているものになりまして、その作品は全部、取手市に帰属になっております。

現在のところ、市長賞は昨年まで54点ありまして、いろいろな公共施設に置かせていただいております。メンテナンスという部分にもなってくると思うんですけども、もしそういうふうな、安全性にちょっと欠けるようなものが生じてしまった場合には、その都度対応はしていく予定にはなっていますが、この市長賞も今の寄附の件と同じように、備品の台帳整理の中に入っておりますので、市のものとして、こちらのほうで管理させていただいているものです。

○山下委員

確認として、会場にある作品は、文化芸術課で管理はしていくということによろしいんですね。

○文化芸術課課長補佐

そうですね、文化芸術課のほうにいったん御連絡いただいて、その台帳と照らし合わせて、現状を把握していくような形になると思います。

○櫻井委員

今の山下委員の意見について、私も一緒に永山中学校に訪問させていただいたときに拝見したんですが、どちらも永山中学校から松陽高校美術科のほうに進学された生徒さんの卒業制作のようなものでした。卒業制作でこれをつくりましたということで、学校に寄贈されたということなんですが、取手には芸大ももちろんですけど、松陽高校に美術科もありますし、そういったふうにとり手の小中学校から松陽高校美術科のほうに行った生徒さんも多いと思われまので、山下委員からもありましたように、そういった生徒さんから母校に自分の作品をとるその気持ちは大事にさせていただいて、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。

あと、市長賞の作品も、やはり各小中学校、また市内のいろいろな施設でお見受けするんですけど、染谷補佐もおっしゃったように、どうしてもメンテナンスという点で、特に美術品ということで、小学校とか中学校とか掃除もしづらいいんじやないかと思います。そういった点でも、実際、現場で扱いといいますかメンテナン

スしづらいものについては、文化芸術課のほうでぜひ御一考いただきたいなと思います。以上です。

○文化芸術課課長補佐

市長賞を全部、毎日見回ることはできないので、そういういろいろな情報をいただければ、こちらのほうでも現地に向かいまして、対応できるものについては検討していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○教育長

いろいろ課題はあるでしょうけどね。きちんと整備されることで、これから管理も進むと思います。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 35 号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第 35 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 36 号、取手市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長、お願いします。

○指導課長

それでは、議案第 36 号、取手市教育支援委員会委員の委嘱について、御説明させていただきます。

この取手市教育支援委員会に関しましては、2 ページにありますように、特別な教育支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対して早期から一貫した教育を充実させるという目的のために設置している委員会でございます。こちらの委員会の任期が条例で 2 年間と定められていることから、平成 30 年、31 年度の委員の任期が満了となり、新たに令和元年度、令和 2 年度の委員を委嘱する必要があるため委嘱をするものです。

委員に関しましては、16 名以下という規定で、区分としましては、医師、学校関係者、児童福祉施設関係者、学識経験者というところから選定するというところで、1 ページのほうに示されている委員の委嘱をお願いしたいと考えているところです。以上でございます。

○教育長

以上で本件についての説明が終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いします。山下委員。

○山下委員

第 1 回目はいつ開催の予定ですか。

○指導課長

8 月 1 日開催の予定でございます。

○山下委員

これは 3 回ぐらいやるんですけど。

○指導課長

年3回を予定しています。

○山下委員

ありがとうございました。

○教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第36号は，原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。議案第36号は，原案のとおり決定をいたしました。

次に，報告15，令和元年度取手市奨学生の決定についてを議題といたします。

報告15についての説明を石塚教育次長兼教育総務課長，お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは，報告15，令和元年度取手市奨学生の決定について，ご説明申し上げます。

令和元年度取手市奨学生を別紙のとおり決定したので報告いたします。1ページをごらんください。令和元年度取手市奨学生につきましては，市ホームページ，市広報掲載及び公共施設へのポスター掲示，また市内の中学生が進学した高校への通知等により募集しましたところ，今年度，私立大学生3名から申請がございました。この3名の申請者につきまして，6月27日に取手市奨学生審査会を開催いたしました。審査会においては，申請者から提出された申請書類，希望理由とか，あとは学校からの推薦書，成績証明書及び御家庭の所得の書類等を条例，規則，基準に基づき審査をした結果，3名のうち1名が基準を満たしているということから，令和元年度取手市奨学生として採択を決定いたしました。

なお，近年の奨学生の採択人数の推移，それから令和元年度の取手市奨学生の貸付け人数につきましては，参考資料2ページに記載してございますので御参照ください。報告は以上となります。

○教育長

説明は以上です。

本件について質疑，御意見ございましたらお願いいたします。櫻井委員。

○櫻井委員

今の御説明で，3名のうち1名が基準を満たした，2名は基準を満たしていなかったというところですが，どのような基準ですか。

○教育次長兼教育総務課長

まず，条例の中で奨学生の資格となる要件，市内に在住されている方，それから学費の支弁が困難であると認められる者，あと品行正しく，向学心に富む者で大学又は短期大学の課程を優秀な成績で修業できると認められる者。もう1点は，ほかに奨学金を受けていない者。この4つの項目がございます。このうち，2番の学費の支弁が困難であると認められる者，こちらの基準につきましては，貸付条例の施

行規則の中で、生活保護基準の2倍未満という規定がございます。

今回、3名につきまして、審査会で審査をさせていただいたんですけども、まず、品行正しく向学心に富み、優秀な成績——これは3.0以上というところで、そちらはクリアしているんですけども、御家庭の所得が結構ございまして、そちらの基準に照らし合わせて計算をしても2倍を超えてしまう、そういう経済状況というか所得状況でしたので、いろいろ志望理由とか、そちらのほうにつきましても、すばらしいことを書いていただく奨学生申請者の方もいらっしゃったんですが、現在の基準に照らし合わせると、その所得額のところで基準を超えてしまっているというところで、3名のうち2名は不採択という形で決定をさせていただいたところでございます。

○櫻井委員

ありがとうございます。

○教育長

そのほかありますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

これにて質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告15の議事を終わります。

次に、報告16、いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告についてを議題といたします。

項目の1、いじめ問題対策連絡協議会の開催についての報告を求めます。浅野指導課長、お願いします。

○指導課長

それでは、報告16ということで、いじめ防止策の取り組みについての、いじめ問題対策連絡協議会について報告したいと思います。

いじめ問題対策連絡協議会につきましては、資料の2ページ目になりますが、7月4日、取手市福祉会館にて第2回目が行われたところでございます。協議会には35名の協議会委員が参加して、平成27年度取手市中学校生徒の自死事案に係る調査報告書をもとにした前回の協議会で絞り込んだ4つの原案をもとに、教職員グループと、それから関係機関及び地域のグループ、それぞれ数グループに分かれ、より具体的な案を話し合うということで話し合いを持ちました。その話し合いの中で出てきた4つの再発防止策、いじめ問題対策連絡協議会としての再発防止策として出されているものが3ページ、そして4ページのほうにありますものとなります。

前の2ページ、こちらは職員間での情報共有のあり方、2つ目がいじめを発見するチェックリストの活用、こちらのほうが学校職員が話し合いをした中で出てきたものとなっております。その後ろ、4ページになりますが、再発防止策3に関しては、相談機関、相談できる人、そちらについてということ。4については、児童生徒の居場所づくりということで、こちらに関しましては地域の方や関係機関のほうから出された意見ということでまとめさせていただきました。こちらに関しましては、いじめ問題専門委員会のほうにも、いじめ問題対策連絡協議会からの提案として送らせていただいているところでございます。1については以上でございます。

○教育長

報告の1の説明は終わりました。

質疑，御意見ございましたらお願いします。小谷野委員。

○小谷野委員

いじめ問題対策連絡協議会のグループから出された再発防止策をそれぞれ頑張って話し合いをした部分だろうなと思うんですけど，残念ながら，再発防止策1とか2は，これまでも継続的にやってきている内容だと思うんですね。それをさらにみんなで何とか挽回しよう，頑張ってみようというところだと思うので，これは期待できないと思うんですよ。なぜ期待できないかというところ，何回も何回も同じような内容で進めてきている。しかし，現状的には起こってしまったということなので，そういった意味からは，現状の小学校や中学校の段階では，なかなか改善されない問題って何なんだろうなと考えないといけないんじゃないかなと思うんです。

実はきのう，私が関係しているモラロジーという道徳科学関係のほうの研修会が千葉でありまして，それは対象が幼稚園の先生と，それから保育所の保育士さんという対象だったんですね。そこに松戸市教育委員会の生涯学習課のほうで来てくださって，お話をしてくださったのは，もう脳科学的な話をしていけないと，親もきちんと理解してくれないという話をしてくれました。それから，高橋史朗さんという親学関係を中心にしてやってらっしゃる方のお話でも，やっぱり脳科学の話が出てきて，いじめとか自殺問題がいつまでも解決しないその裏には，2歳，3歳のころの共感的理解が非常に高まる時期に，親がしっかりと共感的理解をしない。そういう状況があるから，なかなか共感的な理解が小学校や中学校でもできない。そういうところをしっかりと説明できる先生方をつくって，親に指導していくという方向性を幼児を育てる時代の親から進めていけると，なかなか先々の問題は残りますよというお話を聞いてきたんですね。

自分がぐさっと来たのは，もう今の中学生や小学生にはこの方法を使いながら対症療法せざるを得ないんですよ，間違いなく。でも，効果が薄いというふうな部分を強烈に印象づけられてきたというのがあります。松戸市で取り扱っている生涯学習的な分野の中の小中学校，幼稚園の家庭教育学級の中で，そういう話をどんどんどんどんしていきながら，親に科学的に理解してもらおうという方向性を植え付けていけると難しいんじゃないかということを感じてきましたので，思い切って取手でも進めるのはどうなんだろうなというふうな提案でございます。以上です。

○指導課長

脳科学ということについては，取手市のほうでスクールカウンセラースーパーバイザー，こちらのほうをお願いしている藤原先生のほうも脳科学のお話をしていたいて，それがきっかけで講師の関係をするようになってきたという経緯がございます。その中で私も話を聞いて，なるほどと思うところも多々あったところですので，そちらのほうも藤原先生とも連携して，今後，学校の先生方に対しても進めていければいいなというふうには思っております。

○教育長

今の小谷野委員が御指摘されたことというのは，すごく関心を昨年来から持ってきてまして，これは発達障害との関係もあって，最近私も読んだ本で愛着障害と発達障害と別な領域なものなので，愛着障害については3歳までとか，特に1歳半あたりの母親との関係が——とする説があったんですが，必ずしもそうじゃないというものもあるので，いずれにしても科学的な見地というか，脳科学とか臨床心理とか，そのあたりの専門的知見を入れて，教員の方とか保護者向けにそういった知識の伝

達とか実例を含めた理解を深めて、お互いに誤解を超えて新たな取り組みをするという必要性は感じてますので、その点については藤原先生の知見もありますので、それ以外にも専門的なものを取り入れる必要があると思いますので、それについては今後のこの後の話にも絡んできますので、御説明したいと思います。

そのほかございますか。櫻井委員。

○櫻井委員

小谷野委員から、資料3ページの教職員グループから出された再発防止策ということでお話しいただきましたが、4ページの関係機関及び地域住民グループから出された再発防止策、こちらにつきましては「相談窓口の周知・利用の促進」、それから「児童生徒の居場所づくり」という点が出ております。

特に、相談窓口の周知・利用ということで、教育総合支援センターにつきましては、学校訪問で各市内小中学校を伺ったときに、市内の小中学校から教育総合支援センターへの働きかけ、あるいはそちらから学校へということで、センターと学校のつながりというのがとても深く、また効率的に結びつきがされてるなというふうに感じたんですが、地域住民のほうからすると、教育総合支援センターというものに対する理解、またこういった教育支援を扱っているのは、スポーツ生涯学習課のほうで青少年センターもございます。そういった青少年センター、教育総合支援センターといった施設に対する地域住民の情報、どういう相談を受けてくれるのか、そこへ行くとどうなるのか、どういう子たちがいたらそこにつなげばいいのか、そもそも窓口はどこなのか、そういったことが地域の方で、学校以外のところでいじめや不登校などの問題に気づいたときにどうつなげばいいのかというのがわからないので、こういう声が上がってきたかと思っておりますので、そういったところの相談窓口等の情報提供の方法をちょっと見直してというか、御考慮いただければなと思います。

また、児童生徒の居場所づくりにつきましては、こちらは社会福祉課のほうとの連携になるかと思われま。特に、子ども食堂であるとか、子ども、保護者、高齢者の3世代が集える場所とか、こちらに関しては社会福祉課のほうとの連携になるかと思っておりますが、そういった機関との連携のほうも御考慮いただければと思います。

○教育長

わかりました。そのほかございますか。山下委員。

○山下委員

これは年間4回あるんですけど。

○指導課長

当初、年間3回だったんですが、今年度、臨時的に1回行っておりますので、この後2回を予定しているところです。

○山下委員

このメンバーでやっていくと、課題や提案理由というのは、大体焦点が同じ内容に出てくるんじゃないかなという気がするんですよね。今回、学校訪問しても、このいじめに対する学校の取り組みというのは非常に敏感にやっていますし、大分そういう成果も出ているでしょうし、認知も2,080件出たというのは、先生方のアンテナが相当高くなってきているなという感じはするんですよね。

ですから、学校のほうの教職員なんかもこの会議に出てきてますけども、ここで

練られたものが学校現場でどういうふうに共有されたり、実施されたり、実行していこうかという——そういうところのノウハウを学校に持ち帰って、職員で進めていくということが一番大事なのかなと思うんですね。だから、各学校の代表がここに来てるけども、この先生たちが3回なり4回、いつも同じメンバーが来るのか、入れ替わって来るのかわかりませんが、それを学校現場に生かしていくということをやっぱり重点にしていくということが一番大事なのかなと。

この連絡協議会が形骸化してしまっていて、やればよいということになってしまえば、もう元も子もないような感じがするんですね。この運営の仕方というのはこれから非常に難しくなっていくのかなと思いつつながら、非常に焦点を絞りながらいかないと、なかなか連絡協議会の意義というのが薄れてしまいはしないかなということもちょっと心配はしています。

○教育長

山下委員ご指摘の点については、昨年来から私どもも話題にしてまして、組織体としては非常に大きいので、やはり議論をどうやって集約するかとか、それをどうやって現場に還元するかとか、課題が結構幾つもあるんですね。それについては、もう一度、どういった形でというのは、引き続き次年度に向けても十分協議してまいりたいと思うんですね。

なかなか指導課も手いっぱいな状況なんですけど、それは去年から随分話し合ってるんですけど、そうなんです。これは大きな課題なんです。

○山下委員

組織体としては難しいですね。

○教育長

限定的な中でも、結構、グループ協議で一生懸命やっていただいているんですけど、ある面でも出尽くした感もあるし、新たな視点というのはちょっと欠けているところもあるんですね。

○小谷野委員

実質的に何でも、やれるところをしっかりとやっていけば、どんな方法だって対応は可だと思えますよ。問題は、山下さん言ったように、きちんとやれるような状況をどうつくるかというのが大きいなと思うんですね。

○指導課長

そうですね。

○教育長

次に進んでよろしいでしょうか。

○小谷野委員

お願いします。

○教育長

この後の2と3の報告につきましては、個人が特定できる情報を含む報告内容となります。

お諮りいたします。報告16のこの後の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告 16 のこの後の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

それでは、項目 2，いじめ問題専門委員会について、項目 3，その他のいじめ事案等への対応についての報告を浅野指導課長，お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

それでは、報告 16 の議事を終わります。

非公開とした件の議事は終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室解鎖〕

○教育長

それでは、その他に入ります。事務局から報告等をお願いします。

○教育総務課課長補佐

それでは、事務局から御報告させていただきます。

令和元年第 2 回取手市議会定例会一般質問要旨について、委員の皆様の机の上にお配りしてございます。質問を受けた各課において、質問と答えの要旨をまとめてございます。内容については、後ほど御確認いただければと思います。

それから、8月の行事予定、次回の教育委員会定例会議の日程について、ご説明申し上げます。令和元年 8 月行事予定表をごらんいただきたいと思います。主な行事のほうを御説明していきます。左側、3日、土曜日午後 5 時から相馬公民館で盆踊り大会、相馬南公民館で夏祭り盆踊り大会が行われます。次に 4 日、日曜日、高須公民館でふれあいフェスティバル夏祭りが行われます。

下に行きまして 6 日、火曜日午後 2 時から市民大学「わかりやすい源氏物語」が取手ウェルネスプラザで行われます。続きまして 9 日、金曜日 9 時からいじめの防止等に係る取手市教員の一斉研修会が市民会館で予定されております。また、10 時から、にこにこ元気なとりでっ子作品展、保育所の子どもたちの作品展ですね、取手ウェルネスプラザで 21 日まで行われます。

続きまして 10 日、土曜日、埋文センター第 46 回企画展の歴史講座が井野公民館で行われます。それから夕方、とりで利根川大花火国体開催 50 日前イベント——これ、時間 3 時で間違いないでしょうか。

○スポーツ生涯学習課長

確認します。

○教育総務課課長補佐

ちょっと時間のほうは、後ほど確認させていただきます。大会 50 日前イベントを行うということです。

8 月 13 日から 15 日まで、お盆期間ということで学校閉庁日となっております。

○学務給食課長

ごめんなさい、学校閉庁日は 16 日までです。

○教育総務課課長補佐

失礼いたしました、16 日に訂正いたします。13 日から 16 日まで学校閉庁日となっております。

右側に移っていただきまして 8 月 20 日、市民大学「わかりやすい源氏物語」、取手ウェルネスプラザで午後 2 時から行われます。それから 21 日、次回の教育委員

会定例会を午後開催を予定させていただいております。次に22日、特別友好都市桂林市中高生派遣団が26日まで行きます。こちらに教育長も同行する予定となっております。次に23日、午後1時から市民大学特別講座「アメリカの政治と外交」ということで、取手市ウェルネスプラザで行われます。24日、土曜日午後4時から、久賀公民館夏祭りが行われます。27日、午後2時から市民大学「わかりやすい源氏物語」、取手ウェルネスプラザで行われます。それから、29日、30日ととりで子ども司書講座が取手図書館で行われます。

8月の行事予定と、教育委員会定例会の予定については、以上になります。

○教育長

何かありますか。長塚課長。

○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課、長塚です。前回6月の教育委員会定例会の際に、櫻井委員から、青少年相談員が夜間巡回指導を行う際に、65歳以上の相談員の方が公用車を運転することがあるというところで、公用車を運転する者についての年齢制限等の規制があるのかという御質問だったんですが、こちらにつきまして、公用車のほうを所管している管財課と、それから人事課のほうにも確認したところ、そういった年齢制限というのは設けていないということで、登録している方というのはあるんですが、運転していただくに当たっては年齢制限なしということで回答いただきましたので、御報告いたします。

○教育長

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

それでは、以上で今定例会に付議されました事件の審議は全て終了いたしました。

令和元年第7回教育委員会定例会を閉会いたします。長時間にわたりお疲れさまでした。

午後 0時42分閉会